

第 3 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 6 日 提 出

大山崎町長 前川 光

専 決 処 分 書

平成30年度大山崎町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月25日

大山崎町長 前川 光

平成30年度大山崎町一般会計補正予算（第6号）

平成30年度大山崎町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月25日 専 決

大山崎町長 前川 光

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
8 土木費	1 土木管理費	東の口雨水排水路改修事業	千円 17,525